

産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）の施行に伴う
株式等の振替に関する業務規程等の一部改正について

平成 26 年 5 月 30 日
株式会社証券保管振替機構

1. 改正趣旨

本年 1 月に産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）が施行されたことに伴い、特定認証紛争解決手続（産業競争力強化法第 2 条第 16 項に規定する特定認証紛争解決手続をいう。以下同じ。）により事業再生を図ろうとする発行者が発行する振替新株予約権付社債について、振替制度上で償還すべき新株予約権付社債の金額の減額が可能となるよう「株式等の振替に関する業務規程」（以下「規程」という。）及び「株式等の振替に関する業務規程施行規則」（以下「規則」という。）の一部について所要の改正を行う。なお、併せて規程等の一部について文言の修正を行う。

2. 改正概要

（1）新株予約権付社債における償還すべき社債の金額の減額等

特定認証紛争解決手続により事業再生を図ろうとする発行者が発行する振替新株予約権付社債について、償還すべき社債の金額の減額を行う場合の手続を新たに定める。

また、特定認証紛争解決手続により事業再生を図ろうとする発行者が発行する振替新株予約権付社債については、期限の利益を喪失した場合であっても、株式等振替制度での取扱いを継続することができるよう所要の改正を行う。

（規程第 260 条の 2、規則第 2 条、別表 1）

（2）所要の規程等の修正

規程等の一部について文言の修正を行う。

（規程第 269 条、規則第 338 条）

3. 施行日

平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

以 上